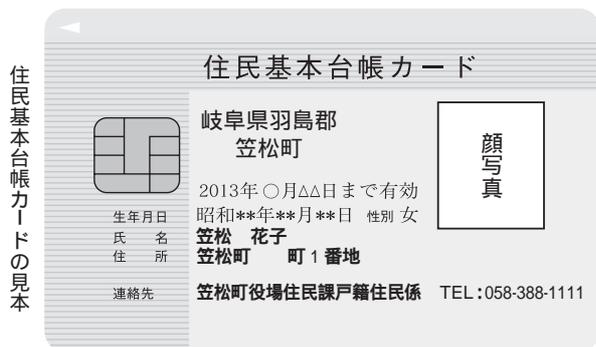


住民基本台帳ネットワークシステム

第2次稼働開始

住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働が、8月25日から始まります。
その具体的な内容は、次のとおりです。



住民票の写しの

広域交付

全国の市区町村の窓口で、旅券、運転免許証、その他官公署が発行する免許証などを提示すれば、本人または同一世帯のかたの「住民票の写し」の交付が受けられます。

【交付時間】

午前九時～午後五時

【手数料】

発行した市区町村の手数料額
「広域交付の住民票の写し」は、記載事項のうち本籍の表示が省略されますのでご注意ください。

住民基本台帳カード

の交付

笠松町に住民登録のあるかたは、住民基本台帳カード(以下「住基カード」という)の交付が受けられます。この住基カードは、高度のセキュリティ機能を備えたICカードで、「住民票の写しの広域交付」、「転入・転出の特例」、「身分証明書」などに利用できます。

【住基カードの種類】

- ・ Aタイプ：カードの表面に氏名・有効期限・交付地区町村名が記載されます。
 - ・ Bタイプ：Aタイプの記載事項に加え、住所・生年月日・性別・顔写真が記載されますので、身分証明書として利用ができます。
- カードの選択は、申請のときにできます。

【申請できるかた】

原則は本人ですが、十五歳未満の場合は法定代理人が、病氣・身体の障害などでやむを得ない理由により本人が窓口までお越しただけでない場合は任意代理人でも申請を行うことができます。

【申請に必要なもの】

印鑑

旅券、運転免許証その他官公署が発行する免許証など

Bタイプの場合は、写真タテ四・五cm×ヨコ三・五cmを一枚用意してください。

なお、添付写真は、次の点に留意してください。

- ・ 六カ月以内に撮影したもの。
- ・ 申請者本人のみを撮影したものの。
- ・ 無帽、正面、無背景のもの。

【住基カードの交付】

住基カードは、申請から一カ月程度でお渡しする予定です。なお、お渡しできる日については、あらかじめハガキなどでご案内いたします。

【住基カードの手数料】

一枚五百円(A・Bとも)

転入・転出の特例

他の市区町村へ引越する場合には、現在、住んでいる市区町村へ転出届を行い転出証明書の交付を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要があります。しかし、住基カードの交付を受けているかたは、「付記転出届」を転出市区町村に郵送すれば、転出証明書の交付を受けることなく転入市区町村に転入届をするだけで転入することが

引越しの手続きで窓口に行くのは転入時一回だけで済みます。



できます。つまり、市区町村窓口に出向くことが一回で済むこととなります。

付記転出届とは、氏名、住民票コードまたは住所、生年月日、および性別、転出先および転出予定日を書面で届け出ること。

住民基本台帳ネットワークシステムは、個人情報保護に細心の注意を払って運用し、適切に行われないと認めるときは、住民基本台帳ネットワークシステムから切り離しをする対策を講じています。

なお、ご不明な点または詳しくは、住民課戸籍住民係(内線一三二二)へお問い合わせください。